

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第27回
別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年8月28日 開会

別海町農業委員会

第25期 第27回総会
別海町農業委員会議事録
(令和7年8月28日)

○開催日時 令和7年8月28日（木）
午前10時00分から午前11時20分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第5条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第4号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 6 | 報告第6号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 報告第7号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について |
| 日程第 8 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第2号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 10 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 13 | 議案第6号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（25名）

会長代理 26番 信加夫藤重真勝純

○欠席委員（2名）

5番 石 森 裕 治 17番 及 川 哲 夫

○農業委員會事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	瀬成広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	加藤智也

○傍聽人（0名）

○議事録署名委員

1番 羽石健一 2番 加藤祐介

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年1月29日

署名者

議長 信夫 重勝

議席 1番 羽石 健一

議席 2番 加藤 祐介

◎開会宣言

○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告 7 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 27 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。なお、欠席委員につきましては 5 番石森委員、17 番及川委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。1 番羽石委員、2 番加藤祐介委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 1 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、○○○○○、○○○○。届出に係る土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 7 年 4 月 5 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませ

んか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度及び令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年7月31日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和6年10月31日。

第2号、事業完了年月日、令和6年11月30日。

第3号、事業完了年月日、令和7年7月31日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、永久転用の完了報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、○番○○委員、2号につきましては、○番○○委員、3号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年6月17日開催の第25回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和7年7月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○議長（信夫会長）

はい、26番加藤会長代理。

○26番 加藤会長代理

転用者氏名について、○○さんになっていて変わっていると思うのですが、申請時のタイミングの問題でしょうか。

○事務局（川畠事務局長）

基本的には申請者の名前を載せることとしております。変更の報告があれば変えることもあります。

○議長（信夫会長）

その他に何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年8月18日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇 m³に対し、出来高、〇〇〇 m³。事業完了年月日、令和7年8月8日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。8月18日に小島委員、竹花委員、事務局と見てきました。きちんと整地されており、問題なしとして確認しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

報告第4号につきまして委員説明が終わりました。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年6月17日開催の第25回農業委員会総会及び令和7年7月30日開催の第26回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨の通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、所有権の設定が17件、利用権の設定が1件で、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可日は所有権の設定1号から16号及び利用権の設定1号が令和7年8月1日、所有権の設定17号が令和7年8月8日となっています。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の17号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第13条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年7月15日及び同年8月4日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は2件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は再認定が2件となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（信夫会長）

日程第7 報告第7号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第7号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和7年7月31日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対して意見が求められ、令和7年8月12日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

本件は1件でございます。北海道認定就農者総合融資制度取扱要領に照らし、適切であると確認しましたので、意見なしとしています。内容については、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は4件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、平成21年10月28日から令和11年10月27日まで。合意解約成立の日、令和7年7月10日。土地の引渡しの時期、令和7年7月10日。

第2号、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、平成31年4月24日から令和11年4月23日まで。合意解約成立の日、令和7年8月4日。土地の引渡しの時期、令和7年8月4日。

第3号、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和7年1月31日から令和12年1月30日まで。合意解約成立の日、令和7年8月7日。土地の引渡しの時期、令和7年8月7日。

第4号、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年2月1日から令和11年1月31日まで。合意解約成立の日、令和7年8月7日。土地の引渡しの時期、令和7年8月7日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第9 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は5件ございます。それでは議案を朗読させていただきます。

1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、第1号、あっせんの申出者、○○○○○、○○○○○。あっせん対象地、○○○○○外○筆、計○○○m²。申出のあった日、令和7年8月14日。

第2号、あっせんの申出者、○○○○○○、○○○○○。あっせん対象地、○○○○○外○筆、計○○○m²。申出のあった日、令和7年8月14日。

第3号、あっせんの申出者、○○○○○○、○○○○○。あっせん対象地、○○○○○外○筆、計○○○m²。申出のあった日、令和7年8月14日。

第4号、あっせんの申出者、○○○○○○、○○○○○。あっせん対象地、○○○○○外○筆、計○○○m²。申出のあった日、令和7年8月14日。

第5号、あっせんの申出者、○○○○○○、○○○○○。あっせん対象地、○○○○○外○筆、計○○○m²。申出のあった日、令和7年8月14日。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがある状況となっています。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるものとなっています。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

(举手なし)

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、保安林〇〇〇m²を含めて〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から3年間。賃貸価格は年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、○○○○○、○○○○。借人、○○○○○、○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外〇筆、計○○○m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○外〇筆、計○○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は○○○円で、1ヘクタール当たりの単価は約○○○円となっております。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、○○○○○、○○○○。譲受人、○○○○○、○○○○。許可を受けようとする土地の表示、○○○○○、計○○m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は○○○円となっております。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号2号につきましては、18番小島委員。3号につきましては、6番石毛委員。4号5号につきましては、11番竹花委員にお願いいたします。

それでは、1号2号につきまして18番小島委員お願いいいたします。

○18番 小島委員

はい、御説明いたします。1号について、3条で農地を○○から○○が取得する案件です。○○の方で古くなった建物、牛舎や住宅を解体して受け渡したという話を聞いております。2号は写真での判断となりましたが、○○と○○の案件で、本来であれば公社事業で行う予定でしたが、今現在、砂利採取をしている途中の土地がありますので、それが終わってから公社へお願いする案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして6番石毛委員お願いいいたします。

○6番 石毛委員

はい、御説明いたします。先ほどの議案第1号で合意解約をされた土地で貸人である○○から○○との賃貸借を使用貸借に変更したいとの申し出があった案件ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号5号につきまして11番竹花委員お願いいいたします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。4号5号とともに航空写真で確認を行い、特に問題

ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

（举手なし）

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇m²。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計〇〇〇m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして、6番石毛委員にお願いします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。先ほど報告第4号で完了報告をした土地で、引続

き砂採取をするということで、問題ないとして見てきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

（10時40分から10時55分まで休憩）

◎日程第12 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請することについての決定を求める。

本案は公社農地売買等事業における公社売渡に係る所有権の移転が1件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が24件となっております。それでは朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、○○○○○、○○○○。所有権の移転をする土地、○○○○○外○筆、計○○○○m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和7年10月1日。対価、○○○円。対価の支払い期限、令和7年10月31日。当事者間の法律関係、売買。

続いて利用権の設定です。利用権の設定につきましては、農地中間管理事業により北海道農業公社を介しているため、前回総会時同様、2件まとめた形で説明したいと思います。

なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。

第1号及び第2号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和8年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、小島委員、石田委員。

第3号及び第4号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和8年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、小島委員、石田委員。

第5号及び第6号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和11年1月31日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、加藤委員、藤田委員。

第7号及び第8号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和11年6月24日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、加藤委員、藤田委員。

第9号及び第10号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、猿谷委員、芳賀委員。

第11号及び第12号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、猿谷委員、芳賀委員。

第13号及び第14号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外○筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、猿谷委員、芳賀委員。

第15号及び第16号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

第17号及び第18号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

第19号及び第20号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

第21号及び第22号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

第23号及び第24号、利用権の設定をする者、○○○○○、○○○○。利用権を設定する土地、○○○○○外〇筆、計○○○m²。利用権の設定を受ける者、○○○○○、○○○○。設定する利用権、始期、令和7年9月26日。終期、令和10年9月25日。借賃、年間○○○円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、伊藤委員、芳賀委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号につきましては、公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。なお、利用権の設定の11号12号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の11号12号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。11号12号につきまして、12番猿谷委員にお願いします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。○○と近隣農家の賃貸借の更新案件です。3年後に売買希望となっております。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の11号12号の委員説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の11号12号につきまして原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の1号から4号につきましては、18番小島委員。5号から8号につきましては、2番加藤祐介委員。9号10号13号14号につきましては、12番猿谷委員。15号から24号につきましては、21番伊藤委員にお願いします。

それでは、利用権の設定の1号から4号につきまして、18番小島委員にお願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。○○ですが、6月で搾乳を中止しております。草地については、近隣の○○、○○が1番2番ともに収穫する予定です。また、今年中に新しい土地取得者を協議会で話し合いをし、来年の公社事業でお願いする予定です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の5号から8号につきまして2番加藤祐介委員お願いいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。5号6号の土地につきましては、○○の農地を○○が使用していたのですが、解約の申し出があったために○○に貸付先を変更する案件です。7号8号につきましては、○○の農地を隣接地の○○にがあっせんする賃貸案件となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の9号10号13号14号につきまして12番

猿谷委員お願ひいたします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。〇〇と近隣農家との賃貸借の更新となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の15号から24号につきまして21番伊藤委員お願ひいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。15号から24号まで一括して説明します。〇〇、〇〇からのあっせんの申し出による案件です。それぞれ〇〇、〇〇、〇〇、〇〇に3年間を目途に新規就農が見つかるまでの賃貸借となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。それでは議案第5号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号の議事参与制限以外の案件について、原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第13 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第13 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇m²。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

第2号、所在、〇〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇m²。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきましては、18番小島委員。2号につきましては、11番竹花委員にお願いします。

それでは、1号について、18番小島委員よろしくお願ひいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。8月18日に現地を確認してきました。ここはD型ハウスと草地の間に位置する所で、雑草が生い茂っていて、雑種地で問題ないとして判断してきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして11番竹花委員お願ひいたします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。8月18日小島委員、石毛委員と現地調査を行い、非農地であることを確認してきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第27回総会を閉会します。